

◎新潟県告示第474号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

令和3年4月13日

新潟県知事 花 角 英 世

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
通所介護	デイサービスセンター第二平成園	新潟県加茂市石川2丁目2473番地1	社会福祉法人加茂福祉会	令和3年4月1日
通所介護	デイサービスセンター第三平成園	新潟県加茂市神明町1丁目7番1号	社会福祉法人加茂福祉会	令和3年4月1日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	短期入所施設大潟愛宕の園	新潟県上越市大潟区土底浜978番地1	社会福祉法人上越あたご福祉会	令和3年4月1日
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	株式会社栗原医療器械店ふお～・優上越オフィス	新潟県上越市平成町554番地	株式会社栗原医療器械店	令和3年4月1日
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	株式会社栗原医療器械店ふお～・優上越オフィス	新潟県上越市平成町554番地	株式会社栗原医療器械店	令和3年4月1日